

児童扶養手当システム標準化有識者検討会

(第2回) 議事要旨

日時：令和4年8月10日(火) 15:00~17:00

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

出席者(敬称略)：

(○)はオンライン参加

(構成員)

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) ※座長
舘田 満良	青森県健康福祉部こどもみらい課 課長代理 (○)
門間 純	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 主査 (○)
河野 訓明	尼崎市子ども青少年局子ども福祉課 課長 (○)
森 雅美	加古川市家庭支援課 副課長 (○)
山下 慎一	金沢市子ども未来局子育て支援課 課長 (○)
近藤 誠	日本電気株式会社 (○)
北村 和弘	富士通 Japan 株式会社 (○)
中垣 伸哉	株式会社アイネス (○)
関 秀嗣	株式会社日立システムズ (○)

(オブザーバー)

谷村 拝	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 (○)
荻本 陵史	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
芳賀 奈津美	デジタル庁統括官付参事官付 (○)
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

齋藤 晴美	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長 (○)
山本 大作	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐 (○)
村野 拓也	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室扶養手当係長 (○)

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① 意見照会実施結果報告
 - ② 標準仕様書（1.0版）の確認
 - ③ 今後のスケジュール
 - ④ 質疑応答
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（①意見照会実施結果報告）

○ 意見照会の実施概要と取りまとめ方針

- 先般6月1日から7月8日にかけて、令和3年度に作成した標準仕様書（1.0版）案に対する意見照会を、全国の自治体及び構成員の事業者に対して実施した。意見照会の際には、標準仕様書（1.0版）案一式に加え、標準仕様書（1.0版）案作成の経緯を取りまとめた資料等も併せて配布し、効果的かつ効率的に意見照会を実施できるよう配慮した。
- 回答票は「機能要件」、「帳票要件」、「帳票レイアウト」に加え、本紙や業務フロー等に関する「その他」の4つの区分に分けて意見を記載いただいた。頂いた意見は、令和3年度の検討経緯を前提にして作成した一定の判断基準を基に事務局で取りまとめを行い、「論点化」、「追加・修正・削除・要件種別の変更」、「質問」、「対応なし」に分類した。本検討会では「論点化」に分類したご意見を中心にご議論していただきたい。なお、「論点化」以外に分類したご意見についてご質問等があれば、別途事務局にご連絡いただけたら対応する。

○ 意見照会の取りまとめ結果

- 意見照会の実施結果について全体概要を報告する。全1,788自治体及び事務局より意見照会を依頼した4事業者のうち、72自治体及び3事業者より、総計1,852件の意見を受領した。そのうち、798件は機能要件に対する意見、864件は帳票要件に対する意見、108件は帳票レイアウトに対する意見、82件は本紙や業務フロー等を含むその他に対する意見であった。なお、自治体の意見有率は5%、事業者の意見有率は75%であった。
- 機能要件については、62団体より計798件の意見を受領し、そのうち、5件は論点化、375件は追加・修正・削除・要件種別の変更、25件は質問、393件は対応なしに分類した。新規認定請求や現況届に係る業務に関する機能、共通機能への意見が特に多かったが、全業務の機能に対して満遍なく意見を受領した。
- 帳票要件については、34団体より計864件の意見を受領し、そのうち、8件は論点化、99件は追加・修正・削除・要件種別の変更、6件は質問、751件は対応なしに分類した。機能要件と同様、新規認定請求や現況届に係る業務に関する機能への意見が特に多い結果となった。
- 帳票レイアウトについて、40団体より計108件の意見を受領し、そのうち、9件は論点化、55件は追加・修正・削除・要件種別の変更、44件は対応なしに分類した。機能要件、帳票要件と同様、新規認定請求や現況届に係る業務に関する機能への意見が特に多い結果となった。

- 帳票要件及び帳票レイアウトに対する帳票名別の意見数内訳は、児童扶養手当受給資格者台帳や児童扶養手当現況届に対する意見が多い結果となった。
- その他として、以下のような標準仕様書本紙や業務等に関する意見を受領している。
 - ◇ 中核市以上レベルの事務と、実装必須機能だけでは実務とかけ離れており、標準化後の事務量が增大することが予想されるため、オプション機能を実装することを強く要望する。
 - ◇ 国として給付金を行う場合に使用できるような機能を事前に考案し、児童扶養手当システムの一部として搭載することを検討してほしい。
 - ◇ 紙媒体でのやりとりは手間が多く、効率が悪いいため、町村から県への進達における媒体を紙から電子にする等、自治体間連携のデジタル化を進めてほしい。
 - ◇ 「E U C 機能が利用できること」について全ての処理において使用できるようにしたい。
 - ◇ どの職員であっても全受給者に対して過去の対応経過などの情報を踏まえたきめ細かいサービスを提供できるよう、メモ機能は重要な機能としてとらえている。
 - ◇ 外部向け帳票については全国的にレイアウトの標準化を図ることで、住民等にとっての視認性向上（引越しても通知の様式が変わらない）が期待できる。
 - ◇ 将来的に県独自で受給者からの申請を電子化することを検討している。独自システムと標準化システムを連携することも視野に入れていただきたい。

（②標準仕様書（1.0 版）の確認）

○ 個別協議事項について

- 全国意見照会で頂いた意見のうち、「論点化」に分類した意見を取りまとめ、本検討会において協議が必要と考えられる事項を 5 つ選定した。
 - ◇ 個別協議事項 1：機能要件の通番 12「手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること」について、どの自治体においても必要と考えられるため、オプションから必須へと変更し、また、「障害者控除額」、「特別障害者控除額」、「勤労学生控除額」、「寡婦控除額」、「ひとり親控除額」の所得控除額は児童扶養手当業務の各処理に利用するものであるため、各処理に控除額等を設定するのではなく、マスタとして管理し各処理で利用すべきと考える。
 - ◇ 個別協議事項 2：現況届未提出者に対する支払差止処理の自動化に係る要件を、業務改善の観点からオプションとして追加することが適切と考えているが、未提出者の事情を考慮した業務への対応が難しくなることが想定されるため、当該機能をオプションとして追加することについて構成員の皆様のご意見を頂きたい。
 - ◇ 個別協議事項 3：帳票詳細要件においてオプションとしている項目のうち、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして自治体で修正可とし、提出書類はマスタ管理することとした上で、事務処理マニュアルの児童扶養手当提出書類一覧表に記載のある添付書類を最低限システムで管理する項目としてよろしいか。
 - ◇ 個別協議事項 4：児童扶養手当証書に、都道府県等の区域内の住所変更時または支払金融機関変更時の変更内容を記入する欄をオプションとして追加することを考えている。システム印字ではなく、手書きで変更内容の表記を行っている自治体や、変更内容を複数回記入できるような様式としている自治体が存在する

ことも確認しており、各構成員の自治体における処理方法を踏まえて、児童扶養手当証書に変更内容記入欄を追加するかどうかについてご意見を頂きたい。

◇ 個別協議事項 5：法令等に様式の定めがある項目ではないが、実務上必要な項目として、受給資格者台帳に 16 項目（対象項目は事務局提出資料を参照）をオプションとして追加することを考えている。

○ 標準仕様書本紙について

→ 標準仕様書（1.0 版）の整備にあたり、令和 4 年度、新たに標準仕様書（本紙）を策定した。他領域の標準仕様書（本紙）に準じた構成としたほか、デジタル庁主導で対応を進めた領域間の「横並び調整」についても反映している。

○

（③今後のスケジュール）

○ 8 月末までのスケジュール

→ 標準仕様書（1.0 版）確定に向けて作業を進める。当検討会の協議内容や持ち帰り事項を整理した後、本日配布した標準仕様書に反映し、1.0 版として発出すること想定している。

→ 個別協議事項 1 及び 5 は持ち帰り検討することとしたため（(4)質疑応答を参照）、標準仕様書（1.0 版）の確定版は本日ご共有している標準仕様書（1.0 版）案から一部記載が変更となる可能性がある。確定版は改めて構成員の皆様にご共有するので、ご了承、ご査収いただきたい。

○ 9 月以降の進め方

→ 令和 3 年度の検討及び令和 4 年度の意見照会において申し送りとしている事項について検討を行い、令和 4 年度 3 月末の標準仕様書（改版）発出に向けた作業を進める。標準仕様書（改版）案は令和 4 年度 1 月にかけて作成を完了し、その後改めて意見照会を実施し、3 月末に確定版を発出予定である。なお、意見照会を実施する対象範囲を、先般同様、全国の自治体を対象とするか、または自治体を限定した上で実施するかは現時点では未検討である。

→ 検討体制については、標準仕様書（1.0 版）発出を区切りとして、幅広い意見を収集する観点から自治体代表の見直しを実施する想定である。

（④質疑応答）

○ 意見照会における自治体の意見有率は 5%となっており、想定より小さい値であった。意見有率が小さくなった原因として、児童扶養手当システムは自治体による差異が小さいシステムであり、現時点における標準化の項目や内容が多くの自治体業務に適用できるものであったことが想定される。

○ 個別協議事項 1 について

→ 必須として実装することを希望する。

→ 必須での実装としていただきたい。

→ 当該機能が実装されなかった場合、業務の継続が難しいと考えられるため、必須として実装してもらいたい。

→ 事務局の提案に異論無し。

→ 必須で問題ない。

- オプションから必須とすることについては異論無し。控除額を管理項目として追加することについて、通番 12 はマスタ管理機能として定義されているため、各控除額の単価（固定額）をマスタとして管理するという認識で相違ないか。
 - ◇ 相違ない。
- 必須として実装することを希望する。また、管理項目として「繰越損益額」を追加することを検討していただきたい。
 - ◇ 「繰越損益額」を管理項目として追加する場合、各個人の繰越損益額を管理する必要があるということか。弊社のシステムにおいては、繰越控除後の金額を入力して管理する仕様となっている。
 - ◇ 具体的にどのような金額を管理することを想定しているのか、詳細をお伺いしたい。
 - ◇ 当市のシステムにおいては繰越損益を反映前の所得額をシステムで保持しており、手当月額を算出する際には繰越損益額の控除を適用する必要がある。標準化システムにおいても当市のシステムと同様に繰越損益を反映前の所得額をシステムで保持するのであれば、繰越損益額を管理する必要があると考えている。
 - ◇ 「繰越損益額」を管理項目として追加することに関しては、座長権限により持ち帰り事項とし、後日事務局で対応方針を検討することとする。

○ 個別協議事項 2 について

- 支払差止処理を自動化すること自体は問題ないが、支払差止を実行するタイミングは十分考慮していただきたい。例を挙げると、令和 4 年 8 月末までに提出が必要な現況届を未提出である場合、令和 5 年 1 月の支給分から支払差止を実行するべきである。
- 上記と同様、現況届未提出年の翌年 1 月からの支給を差止するのであれば、自動化には賛成である。
- 上記と同様である。
- 8 月末時点の現況届未提出に対して、支給を直ちに一律差止することは受給者とのトラブルの原因になり得る。支払差止を実行するまでに、一定期間、自治体で未提出理由の確認等を実施し差止を判断する時間が必要だと考える。
 - ◇ 8 月末時点で現況届を未提出だった受給者が、例えば 9 月に遅れて現況届を提出した場合、業務上どのように対応されているのか。
 - ◇ 8 月末時点で現況届が未提出の受給者に対しては、9 月以降に提出の催告を行っており、催告により現況届が提出された場合は必ずしも支払差止は行わないこととしている。そのため、催告等を実施するために必要な期間を設けたうえで、現況届未提出者に対する支払差止処理の自動化に係る要件をオプションとして追加することは問題ないとする。
- 弊社のシステムは、8 月末時点で現況届未提出の受給者に対して、翌年 1 月以降の支給差止を一斉処理するためのバッチ機能を実装しており、各自治体が行いたいタイミングでバッチ処理を実行できるようになっている。そのため、本協議事項については特に異論はない。
- 弊社のシステムにおいても支払差止処理を実行するバッチ機能を実装しており、処理時点で現況届未提出の受給者に対して翌年の 1 月支給分から差止が実行される。ただし、弊社のシステムを利用している自治体の中には、当該機能を利用している自治体と利用していない自治体が存在することを考慮して、必須ではなくオプションとして定義することが適当と考える。

- 現況届提出の催告等を実施しても未提出のままである受給者に対して自動で差止処理を実行する機能は実装して良いと考える。また、大規模自治体においては差止処理が膨大になる可能性もあるため、一括で処理できる機能を設けることが望ましいと考える。
- 弊社のシステムでは、現況届が未提出である受給者に対しては、現況届が提出されるまで差止処理が実行されるようになっている。本事項については特に異論ない。
- 差止処理を実行するタイミングは考慮する必要があるが、システムとして差止処理を自動化することに支障はないと考え、「現況届未提出者に対し、自動で支払差止処理がかかること」をオプションとして実装することとする。

○ 個別協議事項 3 について

- 提出書類のマスタ管理に関して、参考として提示されている提出書類一覧の他に、当市独自で提出を求めている書類についてもメモ機能等で管理できるようにしてもらいたい。
- オプションとして定義している帳票については、文言や提出書類等を明示しすぎると各自治体における事情に対応が難しくなることが想定されるため、ある程度自由度を持たせた仕様としてもらいたい。
 - ◇ 各自治体でマスタに追加・修正等が可能な仕様を想定しており、自治体ごとの事情に応じた運用が可能だと考えている。
- 提出書類のマスタ管理について、意見内容に挙げられている自治体からの要望は受給者ごとに必要な提出書類を管理できるようしてもらいたいという意図だと理解しているが、ご提案にあるようなマスタ管理だけでは受給者ごとに必要な書類を管理することはできないのではないかと。
 - ◇ 受給者に関わらず、請求書や届け出等の帳票ごとに提出が必要な書類はある程度限定され则认为しているが、受給者によって提出が必要な書類が異なってくる場合は、受給者ごとに提出書類を管理することはせず、担当者が個別に確認の上、マスタに登録されている書類を入力する想定である。
- 事務局の対応案のとおり、帳票詳細要件においてオプションとしている項目のうち、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして自治体で修正可とし、提出書類はマスタ管理することとした上で、事務処理マニュアルの児童扶養手当提出書類一覧表に記載のある添付書類を最低限システムで管理する項目とする。

○ 個別協議事項 4 について

- 法令等に定めのある様式は原則変更しないという整理に従うのであれば、変更内容を記載する欄は追加しないという考え方になるのではないかと。
- 変更内容を記入する欄は実装しなくて良いと考えているが、オプションとして実装することに差支えはない。
 - ◇ 貴市においては、記載内容に変更が発生した場合、証書を毎回新規発行されているのか。
 - ◇ 証書を持参された場合は、システム上で変更内容を記録した上で、手書きで変更内容を記載する運用としている。
- 現時点での当市における証書に変更内容を記載する欄は存在しないため、変更内容を記入する欄を設ける必要性は感じていない。
- 変更内容記入欄をオプションとして追加することに異論はない。

- 法令の様式が規定されていることや、証書が証明書として利用される位置付けを考慮すると、システム化の観点からは証書のレイアウトは固定し、変更が生じた際は新規で再発行する運用に統一することが望ましいと考える。
- 標準化の検討において、レイアウトを2種類用意することに違和感がある。デジタル化の観点から、手書きで変更内容を記入する運用は避けることとして、記載内容変更時は新規に再発行する運用を標準化するよう検討するべきだと考える。
- 弊社においては、自治体より変更内容を記載する欄の追加を求められた経験はない。法令等に定められた様式が変更とならない限り、レイアウトを変更する必要はないと考えている。
- 証書上に変更前の内容が記載されたままになることに懸念が生じることも想定される。変更が生じた際は新規に再発行するよう推奨することがデジタル化の観点では望ましいと思われるが、自治体の業務運用上支障が発生する可能性はないか。
 - ◇ 再発行する運用で差し支えない。なお、オプションとして変更内容記入欄を設けるのであれば、ご提案にある住所と金融機関に限定せず、氏名や手当月額等、他の項目の変更欄も設ける必要があると考える。
 - ◇ 新規に再発行する運用で問題ない。
 - ◇ 当市が使用している証書に変更内容記入欄は存在しないため、変更が生じた際は再発行することで差し支えない。
 - ◇ 再発行する運用で差し支えない。過去の変更履歴が証書上に残ることはトラブルを生じる原因となり得るため、変更内容記入欄は実装しないことが望ましい。
- 証書の記載内容に変更が生じた際は再発行することを推奨することとし、変更内容記入欄は追加しないこととする。

○ 個別協議事項 5 について

- ご提案の16項目とは別に、受給者の来歴等を記録できるような備考欄を別紙でも良いため用意してもらいたい。
 - ◇ 備考欄の取り扱いについては、持ち帰り、検討させていただきたい。
- 法令等に様式が定められている帳票であり、レイアウトの変更は慎重に検討する必要があるため、本協議事項は事務局と子ども家庭局で持ち帰り検討していただくこととする。

○ 横並び調整については、各省からの問い合わせを踏まえて、今後改めて修正が発生することも想定されるが、8月末の標準仕様書（1.0版）発出に向けて可能な限りご対応とご協力をいただけると幸いである。

○ データ要件及び連携要件については、改版発出に向け9月以降に検討することを予定されているが、具体的に何月ごろを目途に標準仕様書に反映し、意見照会が実施される想定か。

- 現在、デジタル庁においてデータ要件・連携要件に係る標準仕様書案に対して意見照会を実施中である。意見照会の内容を踏まえて、標準仕様書（1.0版）を8月末までに発出することを予定している。
- 児童扶養手当システム標準仕様書への仕様調整は、8月末に発出予定のデータ要件・連携要件に係る標準仕様書（1.0版）の内容を踏まえて、9月以降に実施することとなる。
- システムの開発期間が必要となってくるため、できるかぎり早い段階で仕様調整していただけると幸いである。

以上